

天理市ごみ収集運搬等業務委託契約候補者 選定にかかる公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 目的 天理市内のごみ収集運搬等業務を適正に履行し、市域の生活環境の保全及び再生利用の促進を図る。
- (2) 業務名 天理市ごみ収集運搬等業務
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
ただし、業務期間（契約期間）については、受託者が5年を限度として、期間延長を申し出ることができるものとします。

2 業務に要する費用（上限価格）

5年間総額 1,882,666,500 円（税込）

なお、業務委託見積書の金額が、業務に要する費用（上限価格）を超過した場合は失格とします。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、公示日において次に掲げる事項をすべて満たす者とします。また、公示日から契約候補者選定の日までに、下記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とします。

- (1) 天理市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項（ただし、3号を除く）の規定に該当しないこと
- (3) 国税及び市民税を滞納していないこと
- (4) 共同事業体（JV）方式でないこと
- (5) 契約候補者となった場合、自らその業務を実施する者であること
- (6) 天理市内に住所（法人にあっては、登記された事務所又は営業所の所在地。）を有し、かつ引き続き天理市内に住所を有する者（ただし、公示日において本要件を欠く者については、契約候補者となった場合、令和7年12月31日までに天理市内に住所を有すること）
- (7) 天理市より廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日号外法律第137号）第7条第1項に定める許可を得て一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務を行っている者、または、市町村または一部事務組合から家庭系一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務を受託している者

(8) 過去 5 年以内において、(7) に掲げるいずれかの業務の経験年数が 3 年以上ある者

(9) 天理市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 26 日条例第 22 号）に基づき、次のいずれにも該当しないこと

- ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- ② 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

※「役員等」とは、法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するかを問わず、営業所の業務を統括又はその権限を代行し得る地位にある者をいう。）、個人にあっては、その者及びその使用人をいいます。

4 質問の受け付け及び回答

(1) 提出期限：令和 7 年 10 月 21 日（火）17 時まで（必着）

(2) 提出方法：別添の質問書（様式 1）により、窓口へ持参または FAX（☎0743-64-4321）により提出すること。なお、FAX で送信した場合は、電話で受領確認を行うこと。

※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答いたしません。

(3) 回答日：令和 7 年 10 月 24 日（金）

(4) 回答方法：天理市ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類（提出部数：原本 1 部 副本 8 部）

- ① 業務実施体制各種調書及び企画提案書提出届（様式 2）
- ② 各種調書及び企画提案書等
ア 会社概要（様式 3）

イ 業務実績調書（様式 4）

ウ 業務責任者の経歴及び実績等調書（様式 5）

エ 従業員名簿（様式 6）

オ 企画提案書（任意様式）

別紙「企画提案書に記載すべき事項」参照

カ 業務委託見積書（任意様式）

見積内訳書（人件費、機械損料、運転経費、任意保険料の内訳及び単価、数量等）を添付すること。

キ 誓約書（暴力団排除関係）（様式 7）

③ 添付書類

必 要 書 類	個人	法人
ア 住民票抄本及び破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書	○	
イ 定款及び現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）		○
ウ 印鑑証明書（法人の場合は、その代表者の印鑑証明書）	○	○
エ 法人税、法人市民税の納税証明書		○
オ 所得税、市民税の納税証明書	○	
カ 最新の許可書又は委託契約書の写し 一般廃棄物（ごみ）の収集運搬業務の天理市長の許可書または市町村（一部事務組合）との間で締結した家庭系（ごみ）収集運搬業務委託契約書	○	○
キ 直前 3 年間の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書、確定申告書の写し		○
ク 資産及び負債に関する調書（様式 8）並びに直前 3 年間の確定申告書の写し	○	

（2）作成要領

別紙「企画提案書に記載すべき事項」参照

（3）提出期間等

① 提出期間：令和 7 年 11 月 11 日（火）～11 月 14 日（金）17 時まで（必着）

② 提出場所：天理市環境クリーンセンター（天理市嘉幡町 180 番地）

③ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

6 審査方法等

審査は以下のとおりとします。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制各種調書を天理市ごみ収集運搬等業務委託契約候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査し、上位3社を選定します。なお、提案者が3社以内の場合、第一次審査は実施せず、すべての提案者を第一次審査通過者として扱います。

実施日：令和7年11月下旬（予定）

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案書についてのヒアリング等を実施した上で点数化した上で書類審査の点数を合算し、点数が最も高い応募者を契約候補者に、次順位の応募者を次点契約候補者として選定します。

なお、契約候補者は、契約の受託を前提とした業務内容等の交渉の第一優先交渉権を付与するものであり、契約内容等で合意にいたらなかった場合は、次点契約候補者に交渉権が移行するものとします。

また、応募者数が1社であった場合は、下記7の合計点が420点以上であった場合契約候補者とします。

実施日：令和7年12月下旬（予定）

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を郵送により通知します。なお、選定された者のみ、ヒアリング等を実施する旨をあわせて通知します。

② 第2次審査

審査結果を郵送により通知します。

(4) 審査結果の公表

選定委員会は非公開とし、審査結果についてのみ、天理市ホームページにて公表します。

7 審査項目及び配点

審査は以下の項目について行います。第1次審査は下記の①～④のみで行い、第2次審査はすべての項目の合計点で審査します。

項 目	点 数
①事業所の状況	50
②財務内容	50
③業務実績	100

④見積価格	200
⑤業務の運営体制	45
⑥危機管理	70
⑦市民への対応等	55
⑧行政等への対応	30
合 計	600

8 日程

ホームページ公開	令和7年10月10日(金)
質問受付締切	令和7年10月21日(火) 17時まで(必着)
質問回答	令和7年10月24日(金)
企画提案書等受付	令和7年11月11日(火)～11月14日(金) 17時まで(必着)
第1次審査	令和7年11月下旬(予定)
第2次審査	令和7年12月下旬(予定)
結果通知	令和7年12月下旬(予定)
契約締結	令和8年1月上旬(予定)
業務開始	令和8年4月1日

9 失格事項

本提案者若しくは提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (5) 業務委託見積書の金額が、「2 業務に要する費用(上限価格)」を超過したもの

10 契約

契約候補者と業務内容及び契約金額等について協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、契約候補者は協議内容に基づき、あらためて業務委託見積書を提出するものとします。

また、契約に際しては契約保証金を徴収します。ただし、天理市契約規則(昭和40年8月23日規則第22号)第18条各号に該当するときは、契約保証金を免除します。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降の書類の修正又は変更は一切認めません。また、提出された書類は返

却しません。

- (2) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出書類について天理市情報公開条例に基づく開示請求のあった場合は、原則として開示の対象文書となります。

なお、本プロポーザルの契約候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。

12 担当部署（提出・問合せ先）

天理市環境経済部 環境業務課 担当 島田・堀田

〒632-0084 天理市嘉幡町180番地 TEL0743-64-3912

E-mail : gyoumul@city.tenri.nara.jp

(執務時間：土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)